

「給与について」

給与は、給料と諸手当で構成されている

I 給料

給料には以下の3つが含まれる

給料月額	基本給(前歴の内容や経験年数等により決定)
給料の調整額	特別支援教育に従事する教育職員に支給
教職調整額	管理職以外の教育職員に支給 (給料月額の5% R8.1.1 現在)

II 諸手当

1 通勤手当

(1) 支給対象職員

通勤距離(最短距離・徒歩で計測した距離)が片道2km以上ある学校職員

(2) 支給額(徒歩は支給なし)

通勤方法	支給月額
交通機関等利用者	電車：6か月定期代を年2回支給 バス：1か月の運賃等相当額を毎月支給
自動車等使用者 (自家用車、バイク、自転車)	交通用具の種類毎に、片道の最短通勤距離に応じて定めた額を毎月支給 ※別表1参照
併用者	交通機関等の部分と自動車等の部分の合計額を支給

(3) 高速自動車国道(新幹線鉄道)利用者にかかる通勤手当の加算

	認定基準	支給月額
高速道路	「時間短縮30分以上」かつ 「高速道路等を利用しない場合の 通勤距離36km以上」	ETC 平日朝夕割引適用後の2分の1 (片道1万円、往復2万円を上限)
新幹線	「時間短縮30分以上」かつ 「新幹線鉄道等を利用しない場合 の通勤時間90分以上」	特別料金等の2分の1相当額 (片道1万円、往復2万円を上限)

(4) 駐車場等利用者にかかる通勤手当の加算

	交通用具	支給月額
併用者 (乗換地周辺の駐車場 (駐輪場)を利用)	四輪自動車、バイク	利用料金の全額支給(上限5,000円)
	自転車	一律500円
自動車等利用者 (片道8km以上)	四輪自動車、バイク	利用料金の全額支給(上限5,000円)

2 住居手当

(1) 支給対象職員

自ら住宅（借間を含む）を借受け、居住し、月額 16,000 円を超える家賃等を支払っている者
（職員住宅等は対象外）

(2) 支給額

家賃月額	支給月額
16,000 円超 27,000 円以下	家賃月額 - 16,000 円
27,000 円超	{(家賃月額) - 27,000 円} ÷ 2 + 11,000 円 ※ {} 内は 17,000 円を限度 (最高支給額 28,000 円)

例) 家賃 48,000 円の場合： $(48,000 - 27,000) \div 2 + 11,000 =$ 手当額 21,500 円

3 扶養手当

(1) 支給対象職員

扶養親族のある職員

(2) 支給額

扶養親族		支給月額
子	満 16 歳未満	13,000 円
	満 16 歳の年度始めから満 22 歳年度末まで	18,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 孫（満 22 歳年度末まで） ・ 父母及び祖父母（満 60 歳以上） ・ 弟妹（満 22 歳年度末まで） ・ 重度の心身障害者 		6,500 円

(3) 扶養親族として認定できない者

- ア 職員以外が受ける扶養手当等の支給基礎となっている者
- イ 年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 児童手当（公務員は所属庁から支給される）

(1) 支給対象職員

高校生年代までの児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童）を
監護し、かつ生計を同じくする者

(2) 支給額

子の年齢	子の数	支給月額
3 歳に満たない児童	第 1 子及び第 2 子	15,000 円
	第 3 子以降	30,000 円
3 歳以上の児童	第 1 子及び第 2 子	10,000 円
	第 3 子以降	30,000 円

5 その他の主な手当

手当名称	概要
義務教育等教員特別手当	教員人材確保法の趣旨により教育職員に支給
期末手当・勤勉手当	民間の賞与にあたる特別給
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた学校職員に支給
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給 (教育職員は対象外)
寒冷地手当	寒冷地に在勤する学校職員に支給
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程に本務として勤務する教育職員に支給
産業教育手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する教育職員に支給
特殊勤務手当	特殊な勤務に従事する教育職員に実績に基づき支給するもので主なものは 別表2参照

Ⅲ 給与の支払い

1 給与支払いの原則

- ・直接払いの原則
 - ・現金払いの原則
 - ・一括払いの原則
- ※基本的には口座振込で支給される

2 支給日

種類	支給日	
給料	毎月 21 日	
期末・勤勉手当	6 月期	6 月 30 日
	12 月期	12 月 10 日
寒冷地手当	11 月～翌年 3 月の 21 日	
児童手当	偶数月の各 21 日(各月に 2 か月分を支給)	

※支給日が土・日・休日の時は、その直前の土・日・休日でない日に支給される

3 届出と支給開始時期

通勤手当・住居手当・扶養手当・児童手当は支給要件を満たしていても、職員からの届出がなければ支給されない

支給要件を欠いた場合にその旨を届け出ず、そのまま支給され続けていた場合には、要件を欠いた日に遡及して過払い分を全額返還することになる

届出の時期	支給開始時期
届出が 15 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・事実発生日の属する月の翌月 ・事実発生日が月の初日の場合はその月
届出が 15 日を超過	<ul style="list-style-type: none"> ・届を受理した日の属する月の翌月 ・届を受理した日が月の初日の場合はその月

手当の支給要件に該当する場合には、勤務開始後速やかに所属の事務職員に届け出ること！！

(別表 1)

通勤手当距離別支給額早見表 (21日用)
【会計年度任用職員以外の職員用】

(令和8年4月1日適用)

片道の 使用距離	交通用具 の種類		自動車(四輪車) 円	バイク等(二輪) 円	自 転 車 円
	km以上	km未満			
2 ~ 3			2,000	2,000	2,300
3 ~ 4			2,220		
4 ~ 5			2,850		
5 ~ 6			4,200	4,200	4,200
6 ~ 7			4,200		
7 ~ 8			4,750		
8 ~ 9			5,380		
9 ~ 10			6,010		
10 ~ 11			7,300		
11 ~ 12			7,300		
12 ~ 13			7,910		
13 ~ 14			8,550		
14 ~ 15			9,180		
15 ~ 16			10,400	10,400	10,400
16 ~ 17			10,440		
17 ~ 18			11,080		
18 ~ 19			11,710		
19 ~ 20			12,340		
20 ~ 21			13,500		
21 ~ 22			13,610		
22 ~ 23			14,240		
23 ~ 24			14,880		
24 ~ 25			15,510		
25 ~ 26			16,600	16,600	16,600
26 ~ 27			16,770		
27 ~ 28			17,410		
28 ~ 29			18,040		
29 ~ 30			18,670		
30 ~ 31			19,700		
31 ~ 32			19,940		
32 ~ 33			20,570		
33 ~ 34			21,210		
34 ~ 35			21,840		
35 ~ 36			22,800	22,800	22,800
36 ~ 37			23,850		
37 ~ 38			24,490		
38 ~ 39			25,120		
39 ~ 40			25,750		
40 ~ 41			27,510		
41 ~ 42			28,140		
42 ~ 43			28,770		
43 ~ 44			29,410		
44 ~ 45			30,970		
45 ~ 46			31,600	29,100	29,100
46 ~ 47			32,230		
47 ~ 48			32,870		
48 ~ 49			34,270		
49 ~ 50			34,900		
50 ~ 51			35,540		

片道の 使用距離	交通用具 の種類		自動車(四輪車) 円	バイク等(二輪) 円	自 転 車 円
	km以上	km未満			
51 ~ 52			36,170	32,300	32,300
52 ~ 53			37,460		
53 ~ 54			38,090		
54 ~ 55			38,730		
55 ~ 56			39,360	35,500	35,500
56 ~ 57			40,560		
57 ~ 58			41,200		
58 ~ 59			41,830		
59 ~ 60			42,460		
60 ~ 61			43,600		
61 ~ 62			44,230		
62 ~ 63			44,860		
63 ~ 64			45,490		
64 ~ 65			46,560		
65 ~ 66			47,190	42,200	42,200
66 ~ 67			47,820		
67 ~ 68			48,460		
68 ~ 69			49,480		
69 ~ 70			50,110		
70 ~ 71			50,750		
71 ~ 72			51,380		
72 ~ 73			52,350		
73 ~ 74			52,980		
74 ~ 75			53,620		
75 ~ 76			54,250	49,200	49,200
76 ~ 77			54,880		
77 ~ 78			55,520		
78 ~ 79			56,150		
79 ~ 80			56,780		
80 ~ 81			57,420		
81 ~ 82			58,050		
82 ~ 83			58,680		
83 ~ 84			59,310		
84 ~ 85			59,950		
85 ~ 86			60,580	56,200	56,200
86 ~ 87			61,210		
87 ~ 88			61,850		
88 ~ 89			62,480		
89 ~ 90			63,110		
90 ~ 91			63,750		
91 ~ 92			64,380		
92 ~ 93			65,010		
93 ~ 94			65,640		
94 ~ 95			66,280		
95 ~ 96			66,910	63,000	63,000
96 ~ 97			67,540		
97 ~ 98			68,180		
98 ~ 99			68,810		
99 ~ 100			69,440		
100以上			70,080		

学 校 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当

(R8.1.1現在)

手 当 名	支給対象 学校職員	業 務 の 概 要		手 当 額	備 考	創 設 年月日	最終改 年月日
1 兼務手当	教育職員	昼間又は夜間の課程の勤務を本務とする教育職員が、それぞれ別の課程に勤務した場合		授業1時間 1,860円 (実習助手は1,730円)		S31.9.1	H12.4.1
2 産業教育実習 手当	県立学校 教育職員	産業教育実習に関し特殊な勤務に従事した場合(動物の飼育や田畑の見回り等)		勤務1回 4,900円 4時間勤務日の退庁時から引き続く場合 7,350円 5時間未満 2,450円	年末年始は150/100を乗じて得た額(4時間勤務日の退庁時から引き続く場合を除く)	S31.9.1	H12.1.1
3 通信教育手当	県立学校 教育職員	通信教育の添削指導及び面接指導を行った場合	添削指導手当	レポート1枚 186円		S31.9.1	H12.4.1
			面接指導手当	授業1時間 1,860円			
4 入学者選抜手当	※備考欄 参照	正規の勤務時間外に入学者の選抜事務を行った場合		1時間 600円	※教育職員、事務長(主監)及び事務長(次長)	S31.9.1	H11.12.22
5 夜間課程本務 手当	県立学校 栄養職員 事務職員 労務職員	夜間において授業を行う課程の勤務を本務とする場合		日 額 250円		S33.4.1	H21.4.1
6 非常災害時等 緊急業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合	ア 非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	日 額 8,000円	下記の時間以上業務に従事することが必要 週休日等 ・日中4時間程度 4時間勤務日 ・PM0:30~PM8:00 ・AM2:00~AM8:00 その他の日 ・正規勤務~PM11:00 ・AM2:00 ~AM8:00 ※それぞれ同程度従事した場合を含む	S47.1.1	R8.1.1
			被害が特に甚大な非常災害(教育委員会の定めるものに限る)の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務	日 額 16,000円			
			イ 児童生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務	日 額 8,000円			
			ウ 児童生徒に対する緊急の補導業務	日 額 8,000円			
7 修学旅行等 指導業務手当	教育職員	修学旅行等において児童生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合		日 額 5,100円	8時間程度業務に従事することが必要(就寝時間を除く)	S47.1.1	H31.4.1
8 対外運動競技等 指導業務手当	教育職員	教育委員会が定める対外運動競技等において、泊を伴うもの又は週休日等に児童生徒を引率した場合		日 額 5,100円	8時間程度業務に従事することが必要(就寝時間を除く)	S47.1.1	H31.4.1
9 部活動指導 業務手当	教育職員	学校の管理下において行われる部活動において児童生徒を指導した場合		日 額 2,700円	3時間程度業務に従事することが必要(週休日等又は4時間勤務日等に従事した場合に限る)	S53.3.20	H31.4.1
10 有害物取扱 手当	県立学校 教育職員	農業に関する学科の実習において、毒物・劇物及び特定毒物を取り扱う業務に従事した場合		日 額 230円		S49.4.1	S54.4.1
11 教育業務連絡 指導手当	教育職員	教務主任等が教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる業務に従事した場合		日 額 200円		S52.4.1	S52.4.1
12 他校兼務手当	教育職員	本務として勤務する学校以外の学校に勤務した場合		日 額 500円		S47.4.1	H13.4.1
13 夜間学級担当 手当	中学校 教育職員	夜間学級を置く中学校に勤務する教育職員が本務として夜間学級に係る業務に従事した場合		月 額 管理職 給料の7% それ以外 給料の9%	引き続き16日以上出張・研修・勤務しなかった場合は支給しない。	R6.4.1	R6.4.1